

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

以下の①から③のいずれかを満たしていること。

- ① 第1号及び第2号の期間を通算した期間が5年以上かつ当該期間から第3号の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上であること
- ② 第4号の期間を通算した期間が10年以上かつ当該期間から第5号の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上であること
- ③ 第1号、第2号及び第4号の期間を通算した期間から第3号及び第5号の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつ第6号の期間が通算して5年以上であること

第1号 次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、相談支援の業務(身体上もしくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間

- (ア) 身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業、障害児者相談支援事業、地域生活支援事業の従事者
- (イ) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従事者
- (ウ) 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の従事者
- (エ) 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従事者
- (オ) 特別支援学校、特別支援学級の従事者
- (カ) 保険医療機関の従事者《社会福祉主事任用資格者及び訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、並びに第4号に掲げる資格を有する者、第1号の(ア)から(オ)に掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。》
- (キ) その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第2号 次の(ア)から(カ)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という)が、直接支援の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支

援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間

- (ア) 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の従業者
- (イ) 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の従業者
- (ウ) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者
- (エ) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- (オ) 特別支援学校、特別支援学級の従業者
- (カ) その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

第3号 老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が、相談支援の業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

第4号 第2号の(ア)から(カ)に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第5号 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第6号 第3号及び第5号の期間を除いた第1号、第2号及び第4号の期間が通算して3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に

従事した日数が1年当たり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。